

平成27年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成27年3月20日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 行政の報告
- 日程第3 議案第6号 瑞穂市建築物等に関するまちづくり条例を廃止する条例について
- 日程第4 議案第15号 瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第21号 平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第22号 平成26年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第23号 平成26年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第28号 平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第29号 平成27年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第10 議案第30号 平成27年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第11 議案第31号 市道路線の認定について（その1）
- 日程第12 議案第32号 市道路線の認定について（その2）
- 日程第13 議案第33号 市道路線の認定について（その3）
- 日程第14 議案第8号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第14号 瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第19号 平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第20号 平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第25号 平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第26号 平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第23 議案第27号 平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第24 議案第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第4号 瑞穂市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第5号 瑞穂市教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第7号 公益的法人等への瑞穂市職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例について

- 日程第28 議案第9号 瑞穂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第10号 瑞穂市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第16号 瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第18号 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第32 議案第24号 平成27年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第33 発委第1号 瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 発議第2号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書
- 日程第35 もとす広域連合議会議員の選挙
- 日程第36 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
6番	棚橋	敏明	7番	広瀬武雄
8番	松野	藤四郎	9番	広瀬捨男
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（1名）

10番 古川貴敏

○欠員（2名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	奥田	尚道
教育長	横山	博信	企画部長	森	和之

総務部長	早瀬俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	広瀬充利
福祉部長	高田薫	都市整備部長	弘岡敏
調整監	渡辺勇人	環境水道部長	鹿野政和
会計管理者	宇野清隆	教育次長	高田敏朗
監査委員 事務局長	佐藤雅人		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田宮康弘	書記	泉大作
書記	今木浩靖		

開議の宣告

○議長（若園五朗君） 皆さん、おはようございます。

傍聴の皆さん、本日は大変お忙しいところ傍聴に御来場いただきまして、まことにありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 諸般の報告

○議長（若園五朗君） 日程第1、諸般の報告をお願いします。

1件報告します。

お手元に配付のとおり、本日、若井千尋君から発議第2号ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書を受理しました。

これらについては、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 行政の報告

○議長（若園五朗君） 日程第2、行政の報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） それでは、2件の専決処分について一括して追加報告させていただきます。

報告第1号専決処分の報告について（物損事故：大垣市林町地内）、報告第2号専決処分の報告について（物損事故：横屋地内）であります。

市職員運転の公用車の事故について、去る平成27年1月28日の大垣市内においては、追突をされ、2月4日の横屋地内においては、停車中に追突されたものであり、両件とも市の負担なしとすることで当事者と和解することにつき、専決処分したものであります。

今回の事故は、両件とも市の過失はありませんでしたが、運転の際にはゆとりを持って交通ルールを守り、事故防止に努めてまいります。

以上2件の専決処分の報告をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（若園五朗君） これで行政報告は終わりました。

日程第3 議案第6号から日程第13 議案第33号までについて（委員長報告・質疑・討

論・採決)

○議長（若園五朗君） 日程第3、議案第6号瑞穂市建築物等に関するまちづくり条例を廃止する条例についてから、日程第13、議案第33号市道路線の認定について（その3）までを一括議題とします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 藤橋礼治君。

○産業建設委員長（藤橋礼治君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいま若園議長より発言の許可を得ましたので、産業建設委員会の11議案について、会議規則第39条の規定によりまして、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告をいたします。

産業建設委員会は、3月11日午前9時30分から単南庁舎3の2会議室で開会をいたしました。5名の委員が出席し、執行部から市長、副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査をした議案番号順に要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第6号瑞穂市建築物等に関するまちづくり条例を廃止する条例について及び議案第15号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について、それぞれ補足説明を受けて審査しました。

これらについて、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第21号平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を審査しました。

執行部から補正予算書に基づいて補足説明があった後、質疑に入り、委員から、管路施設工事と公共汚水ます設置工事で合わせて800万円の減額になっているが、その理由についての質疑があり、窓口にて、民間業者による開発の計画があるとわかった段階で予算計上をしているが、確定しているわけではないので、開発が途中で滞ったり、延期などの理由から行われなこともある。そういった場合には減額をしているとの答弁がありました。

また、消費税の減額について、当初から8%分を見込んで予算計上していると考えるが、今回減額した理由はなぜかとの質疑があり、消費税の歳入歳出の差の部分、消費税額の確定は毎年9月であるが、未確定の平成26年度分の税額のうち、予想される額の半分を前もって支払わなければならないなど不確定な要素が多いため、消費税額を概算にて予算化しているためとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

議案第22号平成26年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を審査しました。執行部から補正予算書に基づいて補足説明があった後、質疑に入り、委員から、使用料が50

万円減額されているが、空き家がふえたことによるものかとの質疑に、呂久地区では高齢化が進んでおり、使用水量が減ってきたことや、少しずつ人口が減少傾向にあることによるものと考えているとの答弁がありました。

そのほか質疑として、以前、神戸町の柳瀬地区に呂久地区の下水道を接続できないかと働きかけているとの答弁があったが、その後の状況についてはどうかとの質疑があり、神戸町とは打ち合わせを続けており、神戸町には柳瀬地区まで公共下水道を行う計画がある。将来的には、呂久地区も含めた形で計画していただくよう事務方レベルで打ち合わせをしている。呂久の処理場が稼働している間は、先に柳瀬地区の一部を呂久の処理場に接続処理を行い、呂久の処理場が老朽化したときは、神戸町の公共下水道のほうへ接続できるようにしたいとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決をされました。

議案第23号平成26年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）を審査しました。

執行部から補正予算書に基づいて補足説明があった後、質疑に入り、委員から、本田団地内における配水管の漏水について質疑があり、漏水について、公民館の前、せせらぎ公園の南側の2カ所があったことは把握している。本田団地の配水管については老朽化も進んでおり、埋設状況などから更新の時期であると認識をしているが、下水共同処理の排水管も老朽化していることもあることから、今後は市が計画している公共下水道計画なども考慮しながら、経費面も考え、効率よく進めるため、上水道管の改良と下水道管の整備を一体的に推進したいと考えているとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

議案第28号平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計予算を審査しました。

執行部から予算書に基づいて補足説明があった後、質疑に入り、委員から、西処理区下水道事業施設管理経費の委託料が前年より87万7,000円ふえている理由について質疑があり、経年変化により、処理場の維持管理の金額が高くなったとの答弁がありました。

その他質疑として、委託費に今回初めて一般廃棄物処分委託料6万5,000円が計上されているが、下水道における一般廃棄物とは何かとの質疑に、処理場やマンホールポンプにたまるし渣である。今までは、職員が直接西濃環境へ持ち込んでいるため予算計上はしていなかったが、平成27年度からは業者に委託するためとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

議案第29号平成27年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算を審査しました。

執行部から予算書に基づいて補足説明があった後、質疑に入り、委員から、呂久クリーンセンターの機器等の機能強化を国庫補助事業で行うとのことであるが、補助率はどのくらいになるのかとの質疑に、補助率は50%である。昨年度に農業集落排水維持適正化事業に該当するか

どうかの診断調査を行った結果、補助事業に該当するとの判断をしたため、今回予算を計上したとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

議案第30号平成27年度瑞穂市水道事業会計予算を審査しました。

これについては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決しました。

その後、市道路線の認定議案に係る道路の現地視察を行いました。

その後、議案第31号市道路線の認定について（その1）を審査しました。

執行部より、12本の認定道路についての補足説明の後、質疑に入りました。委員から、現地視察時に、宅地造成された道路に防犯灯がついているところとついていないところがあるが、どういった基準で指導しているのか。また、市の宅地開発事業における道路、水路等の構造等の技術基準によると、市が安全上必要と認める場合には、防犯灯を設置することと記載してあるが、どういった指導をしているのかとの質疑に対し、開発の申請があった場合に、市からの要望として、窓口で事業者に対し防犯灯をつけるよう行政指導を行っているとの答弁がありました。そのほか、交通安全施設として、自治会からの要望が高いカーブミラーの設置を指導していただくようお願いしたいとの要望がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

議案第32号市道路線の認定について（その2）を審査しました。

執行部より、認定道路について補足説明の後、質疑に入り、委員から、この場所は旧巢南町のときに宅地開発された場所であるが、今ごろなぜ認定するのか。また、既に14年経過した道路であるが、瑕疵担保はつくのかとの質疑に、この開発道路については、旧巢南町のときに町が管理することで協議が済んでいることを確認している。旧巢南町では、道路の管理引き継ぎをするときには建物の建設が終わり、工事も終了して、舗装等が傷むことがなくなった状況を確認した後、管理引き継ぎの協議を行っていたが、恐らくその後、開発事業者との話し合いができていなかったため、そのままになってしまったと思われる。

今回、管理引き継ぎの申請がされたので、今回道路認定することとした。瑕疵担保については、法的には登記がなされ、市に帰属されてから瑕疵担保が2年間発生すると考えるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決をいたしました。

最後に、議案第33号市道路線の認定について（その3）を審査しました。

執行部より、認定道路についての補足説明の後、質疑に入り、委員から、路線番号3-1147号（別府字花塚一ノ町）について、瑞穂市市道の認定に関する基準第3条第4号による認定ということで、市の道路整備計画により整備する道路となっているが、水田の真ん中で、しかも行きどまりの道路1.8メートルがなぜ市の道路整備計画になるのか、その経緯についての質疑

があり、昭和42年に旧穂積町が買収した後、個人に売却し、昭和48年に宅地造成がなされている。昭和46年、都市計画区域の市街化区域として線引きがなされたことを考えれば、最低4メートルの幅員の道路がないと建築物が建たないはずであるが、当時は恐らく位置指定道路として建築を認めたのではないかと推察をしているが、このような状況できょうまで至っている。今回は地元区長より要望があり、地権者から、この状況では建築確認申請もできないということで相談があった。市が、当時のいきさつを考えると関与しているということから、住んでみえる方の権利を担保するためには、市が責任を持って対応しなければならないと考えており、今回、道路認定をしたいとの答弁がありました。

ほかに意見として、委員から、この道路は旧穂積町の負の遺産であるとの説明があり、市としてはこれを引き継ぎ、住んでいる方を救済する意味で道路認定したいということは理解できるが、今までの説明では認めるだけの大義がないと考えるため、この路線を認めることができないとの意見、説明では、認定後には、道路から西側にだけ拡幅することであるが、道路中心線からお互いに3メートルずつ土地を出して道路幅員を広げるやり方が通常の方法ではないかとの意見、1.8メートルの道路で既に建築がされていることが不思議である、執行部には、建物がいつ建ったか等も含めてもっと調査していただきたい、納得できる資料を提示してほしいとの意見、市の責任として、救済したいという大きな目的があることは十分わかるが、市道として認定するなら、もう少しきちんとした理由をつけて、説明できる資料をそろえてから審査すべきとの意見がありました。

審査を開始してから既に長時間を経過していることや、本日の説明だけでは可否の判断が難しいと結論が出せないため、本日の会議はここまでとして、次回までに過去の経緯など、審査に必要な、詳細な資料の提示を執行部に求め、散会をいたしました。

2回目の委員会は、3月18日午後1時30分から穂積庁舎の議員会議室で開会をいたしました。5名の委員が出席し、執行部から市長、副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、議案第33号市道路線の認定について(その3)を審査いたしました。

新たに提示された詳細な資料をもとに本案に対する補足説明を受けた後、質疑に入りました。

委員からは、この認定路線のうち、3-1147号線について、提案理由では、瑞穂市市道の認定に関する基準第3条第4号に規定した、市の道路計画による市道路線の認定のためとされているが、同条第4号にある市の道路計画により整備する道路ではなく、同条第5号の道路法の適用を受けず、かつ現に道路の用に供されている土地であって、前号に規定する道路計画により整備する道路との接道のため、市が特に必要があると認める道路に該当するのではないかと考えるが、第4号の規定を適用した理由はとの質疑に、第4号の規定を適用した理由は、地元の区長や地権者からの要望で拡幅する道路も含むと考えている。今回は、地元区長からの要望であった第4号の規定を適用した。第5号の規定は、赤道などが該当すると考えているとの答

弁がありました。

また、8-1323号線も赤道と思われるが、そうであるならば、この路線も第5号の規定に該当するのではないかとの質疑に、確かに赤道であるが、この道路については、道路整備計画があるので第4号の規定によるものとしたが、第5号の規定にも該当すると思われるとの答弁がありました。

また、3-1147号線は、ここにお住まいの4軒の方だけが使う道なので、4メートルでもいいのではないかという検討はできないのかとの質疑に、今回、地元の要望は幅員6メートルであったため、要望どおりの計画としたが、今後はその道路の使用状況などを精査し、幅員4メートルでもできないか検討したいとの答弁がありました。

その他、委員から、議員も責任を持って議案を審査し、認定するため、今後は全てを市の計画道路とするのではなく、新たにつくった瑞穂市市道の認定に関する基準に沿って仕分けし、しっかり説明できる議案を出してほしいとの意見、開発事業により、事業者から市が管理引き継ぎを受ける道路は幅員6メートルが基本であるが、集落内の道路や、今回の道路のように、4軒の地権者だけの道路で行きどまりなどの場合には、幅員4メートルでも市道認定するなどの基準を明文化してほしいなどの意見がありました。

その後、討論に入り、反対討論として、提案理由には、瑞穂市市道の認定に関する基準第3条第4号による市道路線の認定のためとあるが、議案にある4路線全てが第4号の規定に該当するとは判断できない。この基準の規定に沿った形で改めて提案してほしいとの反対討論がありました。賛成討論はありませんでした。

その後、採決の結果、賛成者はなく、全会一致で否決いたしました。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。平成27年3月20日、産業建設委員会委員長 藤橋礼治。どうもありがとうございました。

〔「議長、動議」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君より緊急動議がかかりましたので、暫時休憩します。しばらくお待ちください。

休憩 午前9時46分

再開 午前9時46分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま4番 庄田昭人君から緊急動議がかかりました理由について、説明を求めます。

庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 4番 庄田昭人。

ただいま委員長報告がありました。この中において、認定路線の中の3-1147号、議案第33号市道路線の認定についてといったところで審査いたしましたという報告を聞かせていただき

ました。

33号について、この報告の中において、認定における説明が不適切であった。

この報告書によると、この新しい基準である瑞穂市市道認定に関する基準第3条第4号による市道路線の認定のためとあるが、議案による4路線全てが第4号の規定に該当するとは判断できない。この基準の認定に沿った形で改めて提案してほしいといったところではありますが、以前、この道路認定につきましては、この議案については、担当者によってはどんなふうにも、ともあれこれではだめだから、基準を統一して、新人職員が瑞穂市内市街化においても、調整区域についても、また農業の振興地、また農振白地、どこでも、宅地開発がされても、どこであっても、誰が説明してもいい瑞穂市の統一基準をつくらないと、他の市はできておりますから、その統一基準をつくるというように市長が言われた言葉であります。

しかし、前回は改めて基準が昨年より変わり、また今回も統一基準をつくるということで変更がされたにもかかわらず、今回のような提案になったことについては、しっかりとした提案説明とこの部分について、執行部に説明をしていただきたい。この基準については、今回も緊張感を持って提案をするべきであるというふうに考えますので、しっかりとした明快な説明を執行部に求めなければ、私たちもこのままでは判断ができないというふうに感じておりますので、一度この部分について議長に、執行部に提案説明を求めたいと思います。

○議長（若園五朗君） ただいま庄田議員の内容につきまして、暫時休憩を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午前9時50分

再開 午前10時40分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの4番 庄田昭人君の動議については認めません。

これより、議案第6号瑞穂市建築物等に関するまちづくり条例を廃止する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いします。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第15号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第21号平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第22号平成26年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第23号平成26年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第28号平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第29号平成27年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第30号平成27年度瑞穂市水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第31号市道路線の認定について（その1）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第32号市道路線の認定について（その2）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第33号市道路線の認定について（その3）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議案第33号市道路線の認定（その3）について、委員長さんにお聞きしたいと思います。

私は、委員会の1日目は傍聴し、視察も同行させていただきましたので、大体問題点はわかっております。

それで、お聞きしたいことは、委員長報告の中にもございましたが、市道にする場合、中心線から今建っている家のところも減歩するべきではないかと。セットバックというか、下がってもらった方がいいかというのがございました、議員から。

そうしたら、執行部からの御説明が、こういうのがございました。

まず、市道として認定するかどうかの議案であって、工事の中身についての議案ではないので、まずは認めていただきたいという答弁がありました。そのところを今から賛成か反対か決めなきゃいけないんですが、どのように結論があったか。2日目とか、3日目もありましたので、それはちょっと傍聴していませんので、その工事の仕方は議案の中に入っていないと。まず、市道にしていいかどうかだと。そこについての委員会の結論はどうなっているか、お聞きしたいと思います。以上です。

○議長（若園五朗君） 産業建設委員長 藤橋礼治君。

○産業建設委員長（藤橋礼治君） ただいま、くまがいさちこ君から説明せよという御意見が出ましたので、委員会の状況を報告します。

今、くまがい君からお言葉がございました。初日には、私ら以上に一緒に委員会に、また外周りにもついていただいて、勉強していただきまして、よくわかってみえると、こんなふうに思います。

それで、私ども、あの1日だけではどうしても時間がないと。そのくらい、私を含め委員の方が真剣に取り組んだ議案でございまして、きのう、おとついでございましたか、昼からもう一度委員会をやったわけでございます。

その内容につきましては、私は先ほど委員長報告をしました。あの中にきちっと書いてありますので、後ほどまた目を通していただければよくわかりますが、委員の中からの意見はいろいろございました。

6メートルという道路であれば、芯から3メートルずつということもありますし、田んぼのほうへうんち行ってどうかと。それで、地主さんはよろしいわと。これは、くまがい君でも私でもそうだと思いますが、小さな田んぼならいけませんが、大きな坪数であれば、そこに道路をつくってもそうあれですもんで、よろしいわと言われるのかなあと。そんなようなことで、執行部と地主さん初め、区長とも6メートルでやりますよという、そんなような話ができてお

ったように私は思います。

それで、一応ここに書いてありますように、区長さんとも一応相談しなければ、委員会の場でどうのということができなかつたので、そうであれば、私ども委員の方が今ここで結論するんやなしに、一応否決をしておいて、そして6月議会に、それまでにきちっと資料をそろえてやっていただきたい。

その原因といたしましては、重里のほうにも1件あるそうでございます。こういう状態のところ。これは、4メートルしかどうしてもできんところがあるそうでございます。それで、執行部の言われる6メートルしかあかんということも、これは開発する広い道路であれば市へ、どうにもできんところは4メートルでもいいじゃないかと、これは私ども委員も同じ考えでございました。

そういったことで、献身的に私どもの委員会が取り組んだ案件でございますので、以上のことを答弁せよと言われて私喜んでお邪魔したわけでございますので、これから質問があれば答弁しますが、私の委員長報告の中に全部書き込んでありますので、そのような方法でお願いしたいと思います。

そして、我々が真剣に取り組んだのは、今これを例にして、瑞穂市のあれはきつい者勝ちとか、条例はこういうふうやで6メートルということになりますと困りますので、どうしてもできんところは4メートルでも許可をしようというような委員の皆さんの御意見でございましたので、そんなようなふうで報告をさせていただきます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五郎君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） ということで、工事の仕方も提案されていると、それはちょっと納得できないという委員会の中での話し合いであったという解釈でよろしいですね。わかりましたので、以上です。

○議長（若園五郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案第33号市道路線の認定について（その3）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 起立なしです。したがって、議案第33号市道路線の認定について（その3）は否決されました。

日程第14 議案第8号から日程第23 議案第27号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若園五朗君） 日程第14、議案第8号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてから、日程第23、議案第27号平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算までを一括議題といたします。

これらにつきましては、文教厚生委員会に審査が付託してあります。委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 棚橋敏明君。

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） 議席番号6番 棚橋敏明です。

若園議長より発言の許可をいただきましたので、文教厚生委員会の委員長報告をさせていただきます。

ただいま議題となりました10議案につきまして、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

文教厚生委員会は、3月12日午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。5名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、教育長、教育次長、福祉部長、市民部長及び所管の課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案の順に要点を絞って報告いたします。

まず、議案第8号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

福祉事務所の体制を現在の1課から2課の体制にすることにより、所要の改正を行うものであると資料を用いて説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第11号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例については、以前に匿名希望で寄附を受けたものを、巢南中学校教育振興基金として積み立てていたものであるとその経過により説明を受け、今回、自転車駐輪場の施設設備事業に充当すべき工事が完了したため、基金を廃止するものであるとの説明を受けました。

報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第12号瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例については、資料により説明を受け、今回、子ども・子育て支援法により、幼稚園の保育料は施設使用料となり、国が定める上限額の範囲内においてその額を定めるものとしている。幼稚園使用料の額は、規則において所得階層別に定め、激変緩和及び軽減措置を行うものであるとの説明を受けました。

質疑では、幼稚園使用料を平成26年度と比べると、平成27年度は約250万円の減額であるとのことであったかどうかには、仮に現在の園児を対象に所得階層別や軽減措置などを含めて算定した場合は、約250万円の減額となるとの答弁でした。

さらに、平成27年度と平成26年度の幼稚園使用料の当初予算と比べると、290万円の増額となっているが、減額分が保護者の負担となっているのかの質疑には、現在の園児をもとに算定した場合、減額となるとの答弁があり、予算の290万円の増額と試算の約250万円の減額とは関係がないのか、別物なのかの質疑がなされ、それらは別物であり、予算を現行の人員で積算していたが、国からの通知が遅くなり、条例改正後の見込みの算定ができなかった。所得階層の基準が所得税から住民税へと変更されたことや、軽減措置における無料化の範囲の示しが遅く、予算との整合性は算定の時期のずれによりとれていない。今後、補正での対応となると考えるとの答弁がありました。

また、今まで条例で定めてあった幼稚園使用料の額が規則での明示となることで、保育料使用料と同じとなり、市長の裁量でその額が決められることになるが、法的な根拠はあるのかの質疑には、今回、子ども・子育て支援法により、幼稚園保育料を施設の使用料としなければならなくなり、国より公定価格の上限額が定められる。市は法定代理として国から給付を受け、当市の幼稚園使用料との差額を施設に給付する形になるとの答弁がありました。

また、当市の幼稚園使用料は、国が定める上限より低く抑えられているが、今後、これを改正する場合には、議会へ報告することは考えているのかの質疑には、使用料を改正する場合には、当然事前に議会にお示ししますとの答弁がありました。

また、第2子、第3子の軽減措置は、他市の状況はどうかの質疑には、使用料の軽減措置については、それぞれの自治体の状況によりオリジナルで制度を定める場合もあるとの答弁でした。

さらに、幼稚園使用料の軽減措置は保育所と同じなのかの質疑には、幼稚園と保育所とは、その対象年齢などが異なるとの答弁でした。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第13号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例については、児童福祉法の適用から子ども・子育て支援法の適用へと変更したため、今まで保育料は保育所負担金としていたが、保育所使用料と名称変更となる。幼稚園と同じような仕組みとするために改正するものであるが、

保育所における軽減措置は、小学校就学前の幼児とするとの説明を受けました。

質疑に入り、当市の保育料は他市に比べると安いと聞く。3歳未満児は国の基準の2分の1、3歳以上児は2分の1から3分の1程度であるが、他市町と比べるとどうなのかの質疑には、県内の他市町の保育料にはばらつきがあり、国の基準の60から30%である。また、政策的に決定しているものもあるとの答弁でした。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第14号瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例については、鷺田橋西側の南の河川敷にある呂久グラウンドにおいて、かねてより利用者が少なく、ことしも夏以降に全く申請がない状況であるため、廃止したいとの説明を受けました。

質疑では、施設を廃止した後、市の対応はどうなるのかには、施設は河川敷にあり、河川敷は国の所有である。市は、バックネットなどを撤去するのみであるとの答弁でした。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

次に、議案第19号平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、補正予算書により説明され、国・県の交付金の交付決定や事業の確定見込みなどによる補正であるとの説明を受けました。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第20号平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）については、補正予算書にて説明を受けました。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

続きまして、議案第25号平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算は、当初予算書に沿った説明を受けましたが、賦課限度額について、予算計上について、賦課方式について及び基金の運営についてはさらに説明を求め、詳細な説明を受けました。

これらの4項目については、委員より、国保制度を理解するために、説明された要点をまとめて資料として配付してほしいとの要望がありましたので、資料を配付しました。よろしくお願いいたします。

質疑では、歯科健診の委託単価が6,000円から4,000円となっていたが、なぜかには、後期高齢者医療広域連合が実施するぎふ・さわやか口腔健診で実施する健診内容にあわせたためであり、これまではレントゲン撮影を行っていたが、それを取りやめた。今後は、歯科健診で要治療となった際に、診療の中でレントゲン撮影を行うこととしたためであるとの答弁でした。

また、特定健診に関連する講習会などが開催される場合もあるが、もっと市民に広報などを通じてPRすべきであるとの意見が出されました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第26号平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算については、当初予算書によ

り詳細に説明を受け、平成27年度の保険料は、保険料率や限度額の変更はないとの説明でした。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

続きまして、議案第27号平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算については、当初予算書に沿って説明を受けました。

質疑に入り、平成27年度も夏季における暑さ対策の半日授業を行うのかの質疑には、暑さ対策は夏季休業の前には実施するが、後半部分については、土曜日の授業もあるため行わないとの答弁でした。さらに、平成28年度はどうなるのかの質疑には、平成27年度にはエアコンを設置するが、来年度中に協議して決定をしたいとの答弁でした。

また、暑さ対策の半日授業は、エアコンがないため暑さになれるというのが目的でもあった。エアコンを入れるために協議をするのかの質疑には、暑さ対策については、一昨年は異常なまでの暑さの中において、子供たちの体調管理を注意した上で実施したものであった。エアコンは、この異常な暑さが今後も続く予想されたことから、エアコンが必要であると判断して導入するものである。小学校は平成27年度に設置完了予定であるが、中学校ではまだ導入されていないため、平成28年度以降の実施については、今後協議をしたいとの答弁でした。

また、給食費については、物価が上昇している。仕入れの上昇による給食の質、量はどうかの質疑には、物価は上昇しているが、逆に主食となる米などは値下がりしているものもある。やりくりなどを行い、給食の質が低下するとは考えていない。給食運営委員会で検討したいとの答弁でした。

そして、米飯時にも牛乳がつくが、米飯に牛乳は合わないと思うが、そのことの検討はしたのかの質疑には、牛乳は毎日提供しているが、米飯に合う合わないことについては、栄養価を考えての提供であるとの答弁でした。この答弁を受け、米飯時の牛乳の提供については、検討することをお願いしたいとの意見がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

なお、その後の文教厚生委員会協議会において、執行部に対して、小学校及び中学校へのエアコン導入については、学校によりエアコン導入の環境が異なることから、電気方式、またはガス方式などのそれぞれのメリット・デメリットを十分に比較検討を行うことをお願いし、その結果については、文教厚生委員会などにおいて検討・協議できるよう提示を要望したので申し添えます。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。平成27年3月20日、文教厚生委員会委員長 棚橋敏明。以上でございます。

○議長（若園五朗君） これより、議案第8号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第11号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第12号瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第13号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第14号瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対

する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第19号平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第20号平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第25号平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

議案第25号でございます。

委員長報告の中に15ページがあるわけですが、この中で、国民健康保険特別会計事業予算の関係ですが、限度額、あるいは予算計上、賦課方式、基金、こういったものについて、執行部から御説明があったわけですが、具体的にこの中に、何も質疑応答といたしますか、そういった要件が書いていないわけですね。質疑では歯科健診のあれしか書いていないですよ。なぜこれが省かれているのか。

これを読んでいますと、資料を別途配付しましたよと、これは後から出た話ですね。当日はこんなものないと思うんですよ。当日どんな話がされたかということが列記されておませんが、委員長はどのようにお考えなのか、ひとつよろしくお聞きしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 文教厚生委員長 棚橋敏明君。

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） まず、松野藤四郎議員さんの御質問にお答えいたします。

その日の委員会の状況を説明せよということでございますので、御説明を申し上げます。

率直なところを申し上げまして、どうしても専門的な部分が非常に多うございまして、さまざまな委員さんからも、しっかりとした資料を、この後私たちも勉強したいから、とにかく出してくださいよということになりまして、それじゃあその資料はどういったところですかというところまで話し合いました、そこで出てきたのが皆様方にお配りさせていただいた別紙資料ということで、議案第25号平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算詳細補足説明ということですが、これはその日のうちに出たのではなしに、委員会が終わりましてから、どういったことが皆さんの一番疑問の部分なのですかというところをある程度課長のほう、それから部長のほうで話し合われて、この部分じゃないかなあと、これを御説明させていただければ一番わかることじゃないかなということで、それで別紙資料を配付させていただいた。ただ、正直申し上げまして、後日配付いたしました。それが正直なところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 私の聞いているのは、やはり委員長報告というのは残るわけですよ、会議録として。これも。この中になぜ質疑したことが書いていないかということ、これは結果の話ですよ、後は。どうですか。

○議長（若園五朗君） 文教厚生委員長 棚橋敏明君。

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） 率直にそのときの会議の状況をもう一度申し上げますが、余り質疑はなかったことは事実でございます。だからこそ、こちらの資料をとにかく出しましょうと。それで、もっとみんなで学びましょうということになったはずです。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 質疑があったかなかったというんじゃなく、やはりあった場合、多い少ないは別としても、やはり委員の意見としてここに載せなあかんですよ。なぜ載せないの。

○議長（若園五朗君） 文教厚生委員長 棚橋敏明君。

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） 松野藤四郎議員さんの御質問に答えます。

作為的に載せたとか載せなかったとか、そういったことは一切ございません。そういったことはありませんし、ここにも書いてございますとおり、これらの4項目については、委員より、国保制度を理解するために説明された要点をまとめて、資料として配付してほしいという要望がありました。ですから、この資料を配付した次第でございますので、決して作為的に質疑を消したとか、そういったことは一切しておりませんので。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

この議案第25号の委員長報告についてでございますが、今後、同じような轍を踏むとよくないので、御説明しておきたいと思うんですが、議案第25号の2行目、平成27年度当初予算書に沿った説明を受けましたが、賦課限度額について、予算計上について、賦課方式について及び基金の運営についてはさらに説明を求めとありますから、質疑はあったわけです、しましたので。大変それに対して詳細な説明を受けました、国の仕組みを。

それで、これら4項目については、委員より、これは私ですが、国保制度を理解するために説明された要点をまとめて、要点をまとめてとは言っていないんですが、資料として配付してほしいと。これを言ったのも私でございますが、これは資料で配付してほしいと言っただけであって、どういうやりとりがあったか、それこそ要点はここに書かなきゃいけないと思いますよ、やっぱり。

ということで、特に文教厚生委員以外の方にとっては、委員長報告がまず第一の手がかりですので、要点については、やりとりはここでやっぱり書くべきで、あと詳細な資料は欲しいとあったので、それはもらいましたのでね。

ということで、やっぱりこういう方式が後に続くとよくないと思うので、今後やりとり、要点ですね、どういうことがあったか。詳細は資料を読んでくださいでいいと思うんですけど、資料も出すことにしましたと、私が言った趣旨はそれでしたから。ということについて、いかがでしょうか。

○議長（若園五朗君） 文教厚生委員長 棚橋敏明君。

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） くまがい議員の御質問にお答えいたします。

なかなか、非常にその状況を文字にあらわすというのは難しく、率直なことを申しまして、どうしても委員長報告、それで委員の皆様方にもお諮り申しましたとおり、委員長報告に、先にこちらへ出すときもちゃんと目を通してくださいということで、私はくまがい議員にも言ったはずでございますので、間違いなく私のほうから、先に委員長報告に目を通しておいくださいと、特に皆様方の質疑についてはしっかりと御確認しておいてくださいませと、私はそういったことを委員会を閉じる前に必ず言っておりますし、今回もそのことは言葉として発しております。そういったふうで御理解ください。お願いいたします。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

議案第25号の平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

この件につきましては、先般の総括質疑でも質問をしておりますけれども、この限度額の引き上げですね。今回、基礎賦課分を1万円、後期高齢支援分で1万円、さらに介護納付金を納付のほうで2万円ということで、計4万円引き上げます。限度額が85万となるわけですが、この内容は会派説明の中で始めてわかったわけですね。

国保の限度額の引き上げの目的、これが何であるか、ちょっと疑問であるわけです。単なる国保の運営に活用するための限度額の引き上げではないかと。説明ですと、限度額を上げれば保険税が600万円ふえるということでもありますけれども、問題は、応能分の所得割とか資産割、こころ辺を調整してやるのが限度額の引き上げだと、このように思うわけですね。

私は、他市町の状況を一応調べてきました。岐阜市の国保を確認しましたんですけれども、岐阜市は国保の限度額を上げていますよね。上げていますけれども、上げた増額分については、先ほど言いました保険税率、この中間層の話の応能分の資産割と申しますか、そこら辺のところにお金を充てておるんですよ。

今回でも瑞穂市は限度額を上げるだけで、応能分のところの、中間層の方々に対するところの税率改正を今回見ていないですよ。ただ限度を上げるだけということですので。じゃあ、なぜそこら辺を執行部は見ないのかと申したら、決算前だからなかなか説明ができないと、こういうようなお話をされております。

何が言いたいかといいますと、限度額を上げることはいいとします。所得の多い人からお金をいただく。上げた分については、中間層の方、この方を救済しないかんですかね、その分を。それがやっていない。そして、わざわざ専決までしてこの3月の予算に出してくるということで、国保税のお金を賦課するのはいつですか。9期に分けてやりますけれども、第1期分が7月31日までが納付ですよ。

[発言する者あり]

○8番（松野藤四郎君） 国保税はそうですよ。1期分は7月31日までに1期分を納めるという。6月に多分切符か何か切ると申すんですけれども、この間に時間が十分あるんですよ。これは3月にやらなくたって、6月、あるいは臨時議会で国保をしっかりとやって、予算を出してこればいいんですよ。時間がないからとか、国が何やら言っていますからと、他市町もやっておるので3月からやるんだ。そうやけど、国保の運営については、ある程度各自治体の裁量で

できるわけですよ。そこをしっかりとやっていない。ましてや専決はやったらあかんと言っている。いろんな議場の中で他の議員も言っていますよ。緊急やむを得ないような場合ならいいけど、6月に賦課するんやったら十分時間はありますよね。そういったことを考えますと、この予算については承認できないということです。

○議長（若園五朗君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第26号平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第27号平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 16番 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 議席番号16番 小川勝範でございます。

議案第27号の中で、エアコンの協議がされておるといことで委員長に質問しますが、この中で、都市ガス、電気という協議をされたのか、お伺いしたいと。

そして、最後に報告されましたが、なお、その後、文教を開いた。その後というのはいつ開かれたのか。委員会を開いた後に開かれたのか、ちょっと2点だけ答弁してください。

○議長（若園五朗君） 文教厚生委員長 棚橋敏明君。

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） 小川議員の御質問に対してお答えいたします。

議案第27号の中におきましては、エアコンの設備の内容ですね。どういったエネルギーを使うのかということについては、全くここでは議論しておりません。

そして、引き続きその後のことも御質問がございましたので、引き続きお答えいたします。

なお、その後の文教厚生委員会協議会においてということですが、これはその日でなしに、それより多少日にちがたってから、やはりそのエネルギーは何であろうかということ協議会を開きまして、開催いたしました。そのように御説明申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 16番 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） これは皆さん御存じかと思いますが、瑞穂市は28.19平方キロメートルの中で、ほぼ3分の2が土地の状況が液状化なんです。液状化現象というのは、下から吹いてくるんですよ、ばあっと。要は、そういうところで地下埋蔵のガスというのは、例えば学校関係は、いざとなると避難場所なんです。もし冬の場合、ガスの場合やと地下埋蔵の工事が相当、恐らく1カ月か2カ月復旧にかかると思うんですよ。電気であれば、2日か3日で引くんですよ。そして、今の電気でもし本線が引けん場合は、地域で発電機があるんですよ。発電機でも対応ができるんですよ。要は、学校だけやなしに避難場所という前提も、物事を考えていただきたい。以上、終わり。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合により、しばらく休憩します。1時15分から再開します。

休憩 午前11時40分

再開 午後1時18分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24 議案第3号から日程第32 議案第24号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若園五朗君） 日程第24、議案第3号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第32、議案第24号平成27年度瑞穂市一般会計予算までを一括議題とします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。
総務委員長 若井千尋君。

○総務委員長（若井千尋君） 議席番号13番 若井千尋です。

議長のお許しをいただきましたので、ただいま一括議題となりました9議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、3月13日の午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは市長、副市長、会計管理者及び所管の部課長、また一般会計補正予算のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長、調整監にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決をしました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第18号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）を審査しました。

本案について、各常任委員会で所管部分の協議をした結果、意見はありませんでした。

執行部から補正予算書により本案に対する補足説明を受けた後、多くの質疑、意見が各委員から発言されましたので、要約して報告いたします。

初めに、基金の状況について詳細に説明をしてほしい。また、プレミアムつき商品券の発行

について、瑞穂市ではどうするのかとの質疑があり、今年度の基金の取り崩しは、補正前で公共施設整備基金 2 億6,524万円、財政調整基金で 3 億703万1,000円、また基金の積み立ては補正前で、下水道事業対策基金で 2 億円を予定している。査定において 2 億7,000万円の財源を確保したので、基金の残高から考慮すると、もう少し下水道事業基金に積み立てをしておきたいということで、同基金へ5,000万円、また公共施設整備基金からの 2 億2,324万円の繰り入れを減額し、実質4,200万円の繰入金で対応する。

また、プレミアムつき商品券の発行に伴う瑞穂市の進捗状況については、現在、この事業を瑞穂市商工会が実施主体となるよう進めているが、商工会としては、この件を理事会で諮った上で実行委員会を立ち上げる予定と聞いているとの答弁がありました。

また、このほかに、プレミアムつき商品券に伴う次の質疑がありました。

プレミアムつき商品券については、過去の事例のように、商品券を残すことのないようにしてもらいたい。この事業について、どのように取り組む予定をしているのかとの質疑に対し、現在、実行委員会を立ち上げていくため、商工会を中心に商工農政課、会計課、企画財政課で準備を進めているが、3月下旬までには準備委員会を立ち上げられるように考えている。総額としては、2 億から 2 億5,000万円ほどの発行額を予定しており、商品券の売れ残りに対する対策については、今回は幅広く使用できる商品券と考え、売れ残りを防止していきたいと考えているとの答弁がありました。

その後、地方創生先行型交付金についての補足説明があり、この交付金においては、先に国への交付申請を行い、後に事業を決定するような手続が行われているが、本来はこの反対ではないのか。具体的な事業を決定し、必要経費等を加味した上で申請するのが正式な方法だと考える。なお、このことに関しては、国のつけ焼き刃的なやり方になりかねないので、市としては、見直し等で十分精査することが必要と考えるとの意見がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成27年度瑞穂市一般会計予算を審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

平成27年度予算概要の予算編成の過程において、各所属の配分額に対する要求額が大き過ぎて、予算査定で仕分けや調整ができず、多額な骨格予算となっているが、予算査定においては、事業内容等をしっかりと見きわめるとともに精査を行い、当初配分した予算金額に近づけるのが本来の査定ではなかったかとの質疑に対し、予算配分については企画部で担当し、市長、副市長の決裁も踏まえた上で決めている。配分に伴っては、昨年11月の予算編成方針を示したときに、新年度の予算額に関して、各所属課より概算要求を提出してもらい、その概算要求額をベースに積算し、経常経費を中心に、各課無理なく予算積算できるような配分を行ったとの答弁がありました。

次に、財政状況を鑑みると、今、当市の税収がある程度見込めるうちにしっかりと計画を立て、今後、下水道事業や公共施設、道路の強靱化等の事業に対応できるようにすべきではないかとの質疑に、多額な骨格予算となった要因については、継続的な事業や、国・県の補助金等の対象となる事業は、骨格といえども当初予算としたものであります。工事費を見てみると、実施設計の労務単価の増嵩や物価の上昇等の影響により経費が増額となってきている。経費について、今は増嵩しているが、今後、これが浸透していけば、税収にもはね返ってくると考えているとの答弁がありました。

この答弁を受け、今後、税収にはね返ってくるという考えだが、今回の基金の取り崩しからすると予算が膨らみ過ぎており、想定だけの予算では今後の市の情勢に大きな影響を及ぼすことになる懸念するがどうかとの質疑がありました。

この質疑に対し、今回の予算編成では、現在の市の財政状況を考慮し、予算査定について、各課からの要求額を抑えるべきところではあるが、これまで計画的に進めてきた継続事業などの実施等に向けて仕分けを行い、予算措置した結果、増額となってしまった。財政計画の中で、労務単価の増嵩や物価の上昇等の影響による経費の増額は予測外の要素であった。しかし、国の地方財政計画の分析に基づき、施策が機能すれば、その効果により税収増になると考えているとの答弁がありました。

次に、平成27年度は骨格予算を基本としているとのことだが、6次産業、地籍調査の予算について、大幅に減額されているが説明を聞きたいとの質疑に対し、地籍調査については、現在古橋地区で行っており、これは当該エリアにおける工程内での継続的な事業として10カ年計画にも含まれており、その範囲の中での減額となっている。6次産業については、平成27年度はハード事業を予定しているとの答弁がありました。

ほかに、今回の予算は、市の庁舎の建てかえに関する予算は含まれているのかとの質疑に対し、庁舎の現状は、昭和40年建築、平成元年に改修、平成6年から8年に耐震補強診断、平成10年ごろには耐震補強工事を行っている。この間、サッシ等の設備は一部改修しているが、給排水管、電話機の交換等については、今後改修が必要となってくると考えられる。予算では、まず最低限の改修、維持管理をこの先15年ほど行い、その中で他市町の情報等を集め、さまざまな御意見を伺いながら計画を立てたいとの答弁がありました。

そのほかに、空き家対策に関して、撤去を含めて強制的にできる法改正があると聞くが、具体的な内容を説明してほしいとの質疑があり、平成26年11月27日に空き家等の推進に関する特別措置法が公布された後、平成27年1月8日に県の空き家等対策協議会が開催され、空き家に関する対応指針、対応マニュアルが策定され、1月14日には岐阜県の空き家等相談窓口、空き家住まい相談室が開設された。その状況の中で、特定の空き家等に関するガイドラインを国が5月26日までに策定するため、本市としては庁舎内会議を設立して、その対応についてのマニ

ュアル等を策定したいと考えている。

また、特定の空き家に関しては1軒該当し、所有者ともお会いして話し合いを進めているが、法律との兼ね合いも加味しながら対応を考えていかなければならないのが現状である。管理面においては、以前に各自治会より空き家状況の調査票を提出していただいております、現在は台帳を整備し管理しているが、再度、国の法律が決まり次第、特に特定の空き家等に関しては調査を進めていきたいとの答弁がありました。

これらの質疑の後、議案第3号、4号、5号の地方教育行政の改革に係る一般会計予算については反対するとの反対討論があり、その後、賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

この議案に伴って、総合教育会議についての市の明確な要綱を作成する必要があるのではないかとこの質疑に、現在、規則等の改正を行っており、決裁中であるため、決裁後、その結果を踏まえて報告させていただきたいとの答弁がありました。

次に、現行の教育委員の人数は5人であるが、この人数は法律上ふやすことはできないのかとの質疑に、規定により5人となっているが、現在のところ、人数をふやす意向の議論には至っていない。これまでは、教育委員が教育長を兼任して5人の構成であったが、新しい教育委員会の構成は、教育長と4人の教育委員となっている。近隣の市町の状況では、各務原市と可児市において、現行の教育長のほか、5人の教育委員の体制になっているとの答弁がありました。

これらの質疑の後、議案第3号、4号、5号については、改正の中身が戦後の教育行政そのものを根幹から否定していくことにつながり、政治権力からの支配介入のおそれがあり、またそのことにより教育の安定性及び継続性が侵害されてくると想定されるため、反対するとの反対討論がありました。

その後、賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

なお、議案第3号の採決の後、執行部より議案第24号についての次の補足説明がありました。

予算査定結果における配分額の積算根拠については、平成26年度の当初水準や平成25年度の決算を勘案して算出している。当市の標準財政規模はおよそ104億円であるが、予算を編成していく段階で、国庫補助金、繰越金、分担金等を加算すると142億円ほどが財源として捻出できることになる。さらに、投資的経費で起債の借り入れ、基金の繰り入れを勘案すると20億円ほどあり、約160億円までは予算計上できる範囲であるとして、今回の予算は想定範囲であったことをつけ加えさせていただきますとの補足説明がありました。

それに対して委員からは、先ほどの説明と違うのではないか、また審査を戻すのか等々の声がありましたが、可決した後の説明でしたので、委員長判断として、次の議事進行に移らせていただきました。

次に、議案第4号瑞穂市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑、討論なく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号瑞穂市教育長の勤務時間等に関する条例の制定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

総合教育会議について、教育委員会としての考えを再度確認したいとの質疑に、総合教育会議の開催については、市長部局に権限を残すように教育委員会へ補助執行を行い、教育大綱の作成の事務は教育委員会に事務委任を行うことで、危惧される政治的な中立や執行機関としての教育委員会の独立は担保されると考えている。また、これらに関するものは市長部局で作成していく予定であるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号公益的法人等への瑞穂市職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

この議案に関しては、年間どのくらいの予算がかかるのか、試算はしているかとの質疑に対し、地域手当は1,391万円の増額となる。給与は去年の人事院勧告を受け、総合的な見直しから給与表が全国一律に約2%の引き下げが実施されるので、今後、昇給があっても2年から3年は現給を超えることはなく、据え置きとなる。今回、本市では、地域の経済状況や民間賃金との格差の是正措置として地域手当が支給されることになり、1%ずつ引き上げし、3%の支給率が増額されることになるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号瑞穂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号瑞穂市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

この議案に関しては、過去に改正すべきであったものを、今回橋を建設したことによって判

明したものかとの質疑に対し、今回のカーマの開発事業に伴う道路整備の際にわかったもので、今回、国へ寄附の準備が整ったので条例の改正をするものであるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑、討論なく、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。平成27年3月20日、総務委員会委員長 若井千尋。

○議長（若園五郎君） これより、議案第3号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五郎君） 3番 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律を前提とした条例であります。

同法は、70年前の国家主義教育と同様、教育への政治権力による支配介入によって、戦後の民主主義教育を否定しようとするものであります。安倍首相の戦後レジームからの脱却とは、平和主義、国民主権、基本的人権の尊重という日本国憲法の否定を意味しております。憲法改正手続を踏まず、閣議決定で憲法解釈を変更して集団的自衛権を認め、戦争のできる国づくりへと突き進んでいることに私は強い危機感を抱いております。あれよあれよという間に戦後70年続いた平和な社会が壊れていくのではないかとこの怖さを感じざるを得ないのであります。

何せ、3月16日の参議院予算委員会で、自民党の三原じゅん子議員が八紘一宇などという日本軍国主義の侵略のスローガンを平気で肯定する発言をしても、それがまかり通っているのが現実であります。教育委員長と教育長を一本化し、首長が教育長を選び、国の教育振興基本計画を参酌して大綱をつくり、それを教育委員会にやらせる。かくして教育委員会の独立性が奪

われ、国家権力の支配下に組み込まれてしまうのであります。

また、教育長の任期は4年でなく、3年の短期になります。首長には任命権だけでなく、罷免権も新たに与えられたわけであり。意に沿わない教育長は、みずからの任期中に罷免することができるようになります。こうしたシステムの導入だけでも、十分教育に対する萎縮効果は大きいと思います。

同時に、教育の継続性や安定性の観点からも問題があります。戦後の民主主義教育を解体して、戦前の軍国主義教育に回帰せんとするのが安倍首相の狙いであり、これを絶対阻止しなければならないと思っております。したがって、本議案には反対であります。

以上、まことに簡単ではありますが、反対討論といたします。

なお、4号、5号議案についても地教行法の一部改正に係る条例制定でありますので、反対であります。討論は同じですので、省略をさせていただきます。

○議長（若園五郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五郎君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第4号瑞穂市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第5号瑞穂市教育長の勤務時間等に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第7号公益的法人等への瑞穂市職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第9号瑞穂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第10号瑞穂市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第16号瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第18号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第24号平成27年度瑞穂市一般会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 3番 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

教育委員会の制度見直しそのもの自体が持っている問題点につきましては、繰り返し指摘をしているところでありますので、割愛をさせていただきますが、その見直しが予算面にも反映をしております。額は小さいのですが、教育長と教育委員長が教育長に一本化されたために、教育委員長の報酬月額3万円、年額にして36万円が計上されなくなったわけであります。

また、教育長交際費50万円が計上されておりますけれども、この教育長も教育長と教育委員長を一本化した教育長であります。これは、地教行法の一部を改正する法律に基づきなされたものであります。

戦後の民主主義教育を根底的に覆すことになりかねない、その額とは問題にならないぐらい国の方向を左右する重大な問題でありますから、私は絶対反対の立場であります。論理的整合性を考えますと、本議案にも反対をしておかなければおかしい、つじつまが合わなくなりますので、反対ということで態度を表明しておきたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第33 発委第1号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（若園五朗君） 日程第33、発委第1号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 小川勝範君。

○議会運営委員長（小川勝範君） 議席番号16番、趣旨説明を行います。

まずもって、瑞穂市議会委員会条例の一部改正でございます。

なお、資料はお手元に配付のとおりでございますので、いろいろ御審議をしていただきたいと思います。

○議長（若園五朗君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発委第1号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これについて御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 3番 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

本議案につきましても、文字数でいえばわずかな、教育委員会の委員長を教育長に改めるだ

けでございますけれども、その内容につきましては、先ほど来申し上げているとおりでございますので、反対せざるを得ないわけであります。

○議長（若園五朗君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

発委第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立多数です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第34 発議第2号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（若園五朗君） 日程第34、発議第2号ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

13番 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 議席番号13番 若井千尋です。

ただいま若園議長より発言の許可をいただきましたので、清水治議員、庄田昭人議員に御賛同を賜りまして、ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

現在、ドクターヘリは、全国で36道府県に44機が導入され、医師が救急現場で直ちに医療を開始できる上、搬送時間が短縮されることから、救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果を上げている。

ドクターヘリの運航経費については、厚生労働省による医療提供体制推進事業費補助金により、運営主体に対して財政支援が図られている。ドクターヘリは、地域によって出動件数や飛行距離に差異が生じることから、補助金の算定に当たっては地域の実態を的確に反映したものとすることが不可欠である。

加えて、平成20年度に約5,600件であった全国のドクターヘリの出動件数は、平成25年度には2万件を超え、著しく増加している。年々増加する出動件数に対して補助金の基準額を適切なものとするようさらなる精査が必要である。

救急医療体制において、ドクターヘリは必要不可欠であり、事業を安全に安定して継続して

いくためには、実態をよく踏まえた上で、基準額を設定することが求められる。

また、近年、ヘリコプター操縦士の高齢化が進んでおり、国内における操縦士の養成規模が小さいため、今後退職に伴う操縦士不足が事業運営に支障を来すおそれがある。

よって、国においては、将来にわたってドクターヘリを安定して運用していくために、下記の事項を実施するよう強く要望する。

1. 医療提供体制推進事業費補助金の基準が、事業運営の実態に即したものとなっているかを検証し、算定方法及び基準額の改善を図るとともに、財源の確保に努めること。

2. ドクターヘリの安全・安定的な事業継続のため、操縦士を初めとするドクターヘリ運航従事者の育成・確保に対して必要な支援を行うこと。

なお、提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 高市早苗殿、国土交通大臣 太田昭宏殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿、以上でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出いたします。

以上、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（若園五朗君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

発議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第35 もとす広域連合議会議員の選挙

○議長（若園五朗君） 日程第35、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

森治久君がもとす広域連合議員を辞職したことにより、現在、もとす広域連合議会議員に1名の欠員が生じております。よって、地方自治法第291条の5第1項及びもとす広域連合規約第8条の規定により、もとす広域連合議会議員を選挙する必要があります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。

したがって、私が指名することに決定しました。

もとす広域連合議会議員に、星川睦枝君を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま私が指名した方をもとす広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。

したがって、星川睦枝君がもとす広域連合議会議員に当選されました。

ただいまもとす広域連合議会議員に当選されました星川睦枝君が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第36 議員派遣について

○議長（若園五朗君） 日程第36、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を瑞穂市議会会議規則第169条の規定により提出しております。内容については2件でございます。

まず1件目は、平成27年4月15日に東海市議会議長会の主催による議長会議及び講演・情報交換会が三重県四日市市で開催されるため、議長に同行して会議に出席する副議長を派遣するものです。

続きまして2件目は、平成27年5月28日に中濃十市議会議長会の主催による議長会及び講演・情報交換会が美濃加茂市で開催されるため、議長に同行して会議に出席する副議長を派遣するものです。

以上の2件につきまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。

したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。

閉会の宣告

○議長（若園五朗君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成27年第1回瑞穂市議会定例会を閉会します。

閉会 午後2時03分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年3月20日

瑞穂市議会 議長 若園五朗

議員 西岡一成

議員 庄田昭人